

新型コロナウイルス感染症対策緊急生活支援について

新型コロナウイルスの濃厚接触者等として保健所から自宅待機を求められ、生活に必要な食料品や日用品等の調達にお困りの方に代わって買い物し、自宅にお届けする支援を行います。

1. 対象者

伊佐市に住所を有し、新型コロナウイルス感染症において、保健所から自宅待機を求められた方及びその同居家族等で、親族等の支援を受けることが困難な方。

2. 利用期間及び支援回数

保健所から自宅待機を求められた期間（おおむね10日間程度）内で週1回支援。

3. 支援内容

①生活に必要な食料品や日用品の買い物

※1 原則、支援できるのは1回あたり5,000円程度の買い物です。

※2 買い物は一般的な食料品や日用品。（生肉、鮮魚、冷凍食品等、酒やたばこの嗜好品は除く）

※3 調達や配達に関する手数料は無料ですが、購入する品物代金はご依頼人の実費になります。

※4 購入店舗の指定はできません。

※5 ご希望の品物がそろわない場合もあります。

※6 食料品の買い物について、食物アレルギー等の対応はできません。

②薬（処方箋医薬品）の受け取り

※1 希望者が事前に医師に連絡の上、同意を得たものに限りです。

※2 支援期間内に1回です。

※3 買い物支援がある場合、同日受け取り、同日配達になります。

4. 支援希望の申込み

電話で伊佐市保健課 新型コロナ対策係（TEL23-1311 内線1246・1247）に申込みをしてください。

受付期間は平日（月～金曜日）午前9時から午後5時まで。（土・日・祝日、年末年始を除く）

5. 調達品の聞取り及び調達・配達

・ 買い物等の聞取りと調達・配達は伊佐市社会福祉協議会が行います。

・ 配達日は注文翌日以降の月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）で相談の上決定します。

・ 購入品は、玄関先に置いておき、社協が配達後に電話しますので、早めに回収してください。

6. 生活支援に関する商品代金の納付

・ 商品代金は、お届けの際に同封する振込用紙で、後日（待機期間終了後）納付してください。

・ 振込手数料などは利用者負担になります。

7. その他

支援を利用されていることが分からないよう、個人情報の保護には十分気を付けて対応します。